

一般社団法人日本地球化学会
会誌およびその他の出版物に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人地球化学会（以下、「本会」とする。）の会誌およびその他の出版物に関する事項を定めることを目的とする。

(英文誌)

第2条 本会は英文誌（Geochemical Journal）を原則として毎年6回発行する。

2 Geochemical Journal は学術論文のほか、Geochemical Journal 編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(和文誌)

第3条 本会は和文誌（地球化学）を原則として毎年4回発行する。

2 地球化学は原著論文、総説、受賞記念論文、博士論文抄録のほか、地球化学編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(その他の出版物)

第4条 その他の出版物の発行は幹事会で企画立案し、理事会の承認を経て行う。

2 その他の出版物を必要に応じて会員に配付することがある。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。